

つきいそ設置の承認取扱方針

熊本県漁業調整規則第46条に規定する、つきいそ設置の承認については、この方針により取り扱うものとする。

なお、共同漁業権漁場外の熊本県海域におけるつきいそ設置の承認に際しては、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

1. 承認の対象となるつきいそ設置の定義

つきいそ設置とは、水産動植物の保護培養、蛸集等を目的として、岩石、コンクリート、鉄棒等を海中に投入し、人工的に魚礁等を造成することで、相当期間の効果の持続を期待するものである。

なお、覆砂等設置後、波浪や潮流などによりその形状や位置を変えるものは対象としない。

2. 承認の対象者

つきいそ設置を行う事業主体とする。

3. 承認の取扱基準

関係漁業権者等の同意が得られ、漁業調整上支障のない場合に限り承認するものとする。

なお、知事が必要と認めた場合は、設置場所、設置数量等を制限することがある。

4. 遵守事項

(1) 事業主体（作業実施者）は、設置（投入）作業にあたり、承認証を携帯しなければならない。

5. 承認内容の変更について

承認を受けた者が、その内容について変更しようとする時は、速やかに新たな承認を受けることとする。

6. 漁業権者等の同意書について

(1) 単有の共同漁業権漁場の場合

漁業権者の同意書

(2) 共有の共同漁業権漁場の場合

a 共同漁業権の行使区分が組合単位に区分されている場合

設置区域の行使権を有する漁業権者の同意書及び当該漁業権管理協議会の同意書

b 共同漁業権の行使区分が組合単位に区分されていない場合

共有漁業権者全員の同意書

(3) 共同漁業権漁場外の熊本県海域の場合

関係する漁業協同組合等の同意書

7. 申請書類等

- (1) つきいそ設置承認申請書（熊本県漁業調整規則別記第10号様式）
- (2) 事業計画書（設置目的、事業計画、数量、形状等）
- (3) 設置位置図、設置区域図
- (4) 漁業権者等の同意書
- (5) 漁業権管理協議会の同意書（6-(2)-aの場合のみ）
- (6) その他知事が必要と認める書類

8. その他

この方針に定めのないものについて、別途定めることができる。

附 則

この取扱方針は、平成18年3月29日から施行する。